

昭和五十九年法律第七十二号

たばこ税法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

課税標準及び税率（第十条・第十二条）

第三章 免税及び税額控除等（第十二条—第十六条）

第四章 申告及び納付等（第十七条—第二十二条の二）

第五章 雜則（第二十三条—第二十六条）

第六章 罰則（第二十七条—第二十九条）

附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、たばこ税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他たばこ税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

（定義及び製造たばこの区分）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号（定義）に規定する製造たばこは、次のように区分する。
- 2 製造たばこ たばこ税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他たばこ税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。
- 3 喫煙用等に供された時に当該製造たばこをその製造場から引き取るものとみなす。
- 4 製造たばこの製造者（たばこ事業法第八条（会社以外の製造の禁止）に規定する会社をいう。以下同じ。）がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、そ

の承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をお製造たばこの製造場とみ

なす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときには、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

（製造者とみなす場合）

第七条 製造たばこが製造たばこの製造者（たばこ事業法第三十八条第二項（製造たばこ代用品）に規定する製造たばこ代用品は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において、製造たばこの区分は当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（製造たばことみなす場合）

第八条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（製造たばことみなさない場合）

第九条 製造たばこの製造者は、その製造場から移出した製造たばこにつき、たばこ税を納める義務がある。

（保税地帯に該当する製造場）

第十条 製造たばこの製造場が保税地帯に該当する場合には、関税法第二条第一項第四号（定義）

に規定する内国貨物（同法第五十九条第二項（内国貨物の使用等）に規定する製品のうち、外国貨物とみなされたものを含む。）に該当する製造たばこについては、この法律の適用

義務がある。

（保税地帯に該当しない製造たばこの製造場とみなす）

第十二条 製造たばこの製造場とみなす、その他の製造たばこについては、この法律の適用

上、その製造場を保税地帯に該当しない製造たばこの製造場とみなす。ただし、その喫煙用等

場でない保税地帯とみなす。

（移出又は引取り等とみなす場合）

第六条 製造たばこが製造たばこの製造場において喫煙用、かみ用又はかぎ用（以下この項及び次項において「喫煙用等」という。）に供された場合には、その喫煙用等に供された時に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一

供されたことにつき、当該製造者の責めに帰することができない場合には、その喫煙用等に供された者を当該製造たばこに係る製造たばこの製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 製造たばこが保税地帯において喫煙用等に供された場合には、その喫煙用等に供した者がその

強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価された場合には、当該製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

3 製造たばこの製造者がその換価の時に当該製造たばこをその製造場から移出したものとみなす。

4 製造たばこ製造者（たばこ事業法第八条（会社以外の製造の禁止）に規定する会社をいう。以下同じ。）がその製造場における製造たばこの製造を廃止した場合において、製造たばこがその

製造場に現存するときは、当該製造たばこ製造者がその製造を廃止した日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。ただし、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、その製造場であつた場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る製造たばこについては、そ

の承認をした税務署長の指定する期間、その製造場であつた場所をお製造たばこの製造場とみ

なす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該製造たばこがその場所に現存するときには、当該製造たばこ製造者がその日の前日に当該製造たばこを当該製造場から移出したものとみなす。

（製造者とみなす場合）

第六条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第七条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第八条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第九条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十二条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十三条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十四条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十五条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十六条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十七条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十八条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第十九条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第二十条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第二十一条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

第二十二条 製造たばこが製造たばこの製造場から移出された場合には、その移出につき、当該製造者（納稅義務者）の責めに帰することができないときは、当該製造たばこを移出した者を製造たばこの製造者とみなして、この法律（第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（製造たばことみなさない場合）

グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区分

一 喫煙用の製造たばこ

(1) 葉巻たばこ

(2) パイプたばこ

(3) 刻みたばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

重量

一グラム

一グラム

二グラム

二グラム

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場

二 輸出業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行ふものをいう。)が輸出するための製造たばこ 当該製造たばこの藏置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所は、適用しない。

三 前号に掲げる製造たばこ以外の製造たばこで、その製造場内における藏置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該製造たばこを他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所は、適用しない。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 加熱式たばこの重量(フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に相当する金額として政令で定めるところにより計算した紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価(たばこの事業法第三十三条第一項又は第二項(小売定価の認可)の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和六十三年法律第八八号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法(昭和二十五年法律第二百一六号)第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額(口(1)において「消費税等相当額」という。)を除く。)

ロ 口に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該加熱式たばこを販売する者(当該加熱式たばこの製造者を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該加熱式たばこに課されるべき二税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額

II 製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ 当該加熱式たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売につき要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額(消費税等相当額を除く。)

4 保稅地域から引き取られる加熱式たばこ 当該加熱式たばこに係る通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額(消費税等相当額を除く。)

5 第一項第三号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認めるときは、又は当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する製造たばこ(同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。)については、当該製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者が製造たばこ製造者ではないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的(当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由)、区分及び区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばこと区別して藏置すべきことを命ずることができる。

第十一條 たばこ税の税率は、千本につき六千八百二円とする。

2 特定販売業者(たばこ事業法第十四条第一項(特定販売業の承継)に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。)以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかるわらず、千本につき一万四千四百二十四円とする。

第三章 免税及び税額控除等
(未納税移出)
第十二条 製造たばこ製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場から当該各号に定める場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ税を免除する。

第十三条 免税及び税額控除等
(未納税移出)
第十二条 製造たばこ製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場から当該各号に定める場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ税を免除する。

(未納税移出に関する特例)

第十二条の二 前条第一項の規定に該当する製造たばこの移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこに属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該製造たばこが前条第一項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該

(未納税移出)

造たばこが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第一項の規定にかかるらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該製造たばこを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該製造たばこ製造者が移出する当該製造たばこが継続して移入される場所で、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする

る製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの

前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する製造たばこを継続して移入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかるらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

三 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

四 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又はたばこ税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき

は、その承認を取り消すことができる。

五 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

六 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(未納税引取)

第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保税地域から当該各号に掲げる場所に引き取らうとする場合において、政令で定める手続により、納稅地を所轄する税関長の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこ税を免除する。ただし、第七項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とするための製造たばこ 当該製造たばこをその原料とする製造たばこの製造場

二 製造たばこを引き取らうとする者が政令で定める目的に充てるための製造たばこ 政令で定める場所

三 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該製造たばこが同項各号に掲げる場所に移入されたことについての当該場所の所在地を所轄する税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

四 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認を与えてはならない。

五 第一項の承認の申請に係る同項各号に掲げる場所につき、たばこ税の保全上不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認を与えないことができる。

六 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定を除く。については、当該製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

七 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこについて、第二項の規定により税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにそのたばこ税を徴収する。

8 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する証明書に代えることができる。

(輸出免税)

第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製造たばこをその製造場から移出する場合には、当該移出に係るたばこ税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつき当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該製造たばこの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。

第三項(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付)

第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合には、当該製造たばこにつき納付された。若しくは納付されるべき又は徴収された。若しくは徴収されるべきたばこ税額として政令で定めるところにより計算した金額をその者に還付する。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の輸出をした日から六月以内に、当該輸出をした製造たばこの輸出先、区分及び区分ごとの数量並びに同項の還付に係る金額その他の政令で定める事項を記載した申請書に当該製造たばこが輸出されたことその他同項の規定に該当することについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付して、これを関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、特定販売業者が、自ら保税地域に入れ、あらかじめ、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けて廃棄した場合について準用する。この場合において、前項中「輸出をした」とあるのは「廃棄をした」と、「輸出先、区分」とあるのは「区分」と、「輸出されたこと」とあるのは「廃棄されたこと」と、「関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定に基づく当該製造たばこの輸出の申告をした」とあるのは「廃棄の承認を受けた」と読み替えるものとする。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による還付金には、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金は、付さない。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等)

第十六条 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを当該製造場に戻し入れた場合には、当該製造たばこの戻入れのために他の製造場からの移出につき第十二条第一項の適用があつた場合を除き、当該製造たばこ製造者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げるたばこ税額の合計額から当該製造たばこにつき当該製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該たばこ税額につきこの項、第三項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこをその他の他の製造たばこの製造場に移入した場合(製造たばこの販売業者から返品された製造たばこを移入した場合その他政令で定める場合に限るものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。)には、当該移入した製造場を当該製造たばこの移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 製造たばこ製造者が他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこを製造たばこの製造場に移入した場合(第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く)に該当するものとし、前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。

く。)において、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の合計額から当該製造たばこにつき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該たばこ税額につき第一項、この項又は第五項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

第一項又は前項の場合において、これらの項の規定により控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定

による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後（第六条第四項をだし書の承認を受けた場合は、同条第五項に規定する期間の経過後）当

が前項の所存地に所転する移籍署長の有言を受けて、三言製造したところを廃棄したときは、第一項又は該規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額を徴収し、又は賦課する。

額を控除し又は還付する。第一項又は第三項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする製造たばこ製造者

は、該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に該控除又は還付を受けようとするたばこ税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。

第四項又は第五項の規定による還付金につき国税通則法の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれ

一 次第第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
れに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日
第四章 申告及び納寸等

(移出に係る製造したばことについての課税標準及び税額の申告)
（報告に係る二つ報告者は、二つ報告易いところ、毎月（当該報告易いうつ多出する、月ビ余
計上じて）

（三）政令で定めることにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その

製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない
二 二 その月中において当該製造場から移出した製造たばこの区分及び区分ごとの課税標準たる

二 第十二条若しくは第十四条又は他の法律の規定によるたゞ一税の免除を受けようとする場合

には、前号に規定する製造たばこのうちこれらの規定の適用を受けようとするものの区分及び区分ごとの課税標準たる数量

三 区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数量から前号に掲げる課税標準たる数量を控除した数量(次号において「課税標準数量」という。)

四 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

たばこ税額(前号に掲げるたばこ税額のうち、既に確定したものと含む)。

七 第四号に掲げるたゞこの税額の合計額から第五号に掲げるたゞこの税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項
2 前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一

項、第三項又は第五項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けたため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

(引取り)に係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等)

第十八条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除される場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る製造たばこの区分及び区分ごとの課税標準たる数量(次号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとするたばこたばこ税額

四 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から前号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当する税額

五 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から第三号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その他参考となるべき事項

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係るたばこ税を免除されるべき場合を除き、その引き取る製造たばこに係る第一項の申告書の提出期限は、当該製造たばこの引取りの日の属する月の翌月末日とする。

(移出に係る製造たばこにつきのたばこ税の期限内申告による納付等)

第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

2 第六条第一項ただし書又は第七条の規定に該当する製造たばこに係るたばこ税は、これらの規定に規定する製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る製造たばこについてのたばこ税の納付等)

第二十条 第十八条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保税地域から引き取る時(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)までに、当該申告書に記載した同条第一項第四号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第十八条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税は、同項の税額(引取りに係るたばこ税の徴収等)

第二十一条 たばこ事業法第八条(会社以外の製造の禁止)の規定に違反して製造された製造たばこについては、当該製造たばこを製造した者から、直ちにそのたばこ税を徴収する。ただし、同法第四十七条第二項(罰則)の規定により没収された製造たばこには、たばこ税を課さない。

(納期限の延長)

第二十二条 製造たばこ製造者が第十七条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した

額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準及び税率は、たばこ税法の課税標準及び税率とする。

免除の規定

たばこ消費税法第十三条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

第十一條第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

第十二條第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

第十三條第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

第十二条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

(施行期日)

附 則

(平成二年三月三一日法律第二六号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条

の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二(見出しを含む)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第一百十五条の改正規定、同法第一百十三条の二を同法第一百十三条の三とし、同法第一百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第一百五十五条及び第一百十六条の改正規定、同法第一百十七条の改正規定(「第一百十三条の二」を「第一百十三年の二」(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)、「第一百十三年の三」に、「第六号まで(許可)を「第七号まで(許可)に改める部分に限る)」、第四条中關稅暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する)。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成十五年七月一日

イ 第八条の規定並びに附則第四十一条及び第四十二条の規定

イ(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十一条 第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前のたばこ税法第十一條第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税について、なお従前の例によることとする。

第四十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日

イ 第八条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定

イ(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による改正前のたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る

たばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者

(たばこ税法第十二条第一項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。)が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地

域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の

税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこに該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収され

た、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付す

る。7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところによ

り、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこに該当する場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額(第二号に該当する場合については、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

8 一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課

されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

9 第二項の規定による申告書の提出を怠つた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月三十日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日イからへまで 略

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定及び同法第三十条第二項の改正規定

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イからへまで 略

ト 第八条及び附則第三十三条第二項の規定

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条

2 平成二十四年十二月三十一日以前に第八条の規定による改正前のたばこ税法(以下「旧たばこ税法」という。)第十七条第一項各号に規定する者に対して行つた同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。)に係るもの)においては、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十四年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百四十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十四年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附 則 (平成二十七年三月三一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イからハまで 略

二 第五条の規定及び附則第四十九条から第五十二条までの規定

(たばこ税法の一
部改正に伴う一般的経過措置)

四十九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前のたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係るたばこ税については、なお従前の例による。

(紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の特例)

第五十条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出される紙巻たばこ三級品に係るべきであるたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項及び所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)。次条第四項及び附則第一百五十四条において「平成三十年所得税法等改正法」という。)附則第四十八条第一項の規定にかかるはず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき二千九百五十円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき三千三百八十八円

三 平成三十年四月一日から令和元年九月三十日まで 千本につき四千三十二円

(たばこ税に係る未納税移出等に関する経過措置)

第五十一条 平成二十八年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、前

たばこ税法第十二条第三項(同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、前条第二号に定める税率とする。

三 平成三十年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税法

第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、前条第三号に定める税率とする。

四 令和元年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、前条第一号に定める税率とする。

第五十二条 平成二十八年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条及び附則第一百五条において「たばこ税に係る手持品課税」)

同じ。以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品の本数(たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する場合には、その合計本数とする。以下この条において同じ。)が五千本以上であるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき四百三十三円のたばこ税を課する。

二 前項に規定する者は、その所持する紙巻たばこ三級品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるとところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十八年五月一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する紙巻たばこ三級品の数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

四 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二条第四項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

五 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。前項の規定による申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

六 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該紙巻たばこ三級品が第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該紙巻たばこ三級品の戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該紙巻たばこ三級品につき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額(第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、又は納付されるべきたばこ税額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した紙巻たばこ三級品で、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該紙巻たばこ

三級品で製造たばこの販売業者から返品されたものその他の政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこの製造場から移出された紙巻たばこ三級品で、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該紙巻たばこ三級品をその移入した製造場から更に移出した場合(たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

八 平成二十九年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻た

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ からハまで 略

ニ 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十四条の規定（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）並びに附則

第四十条第二項及び第三項、第五十五条、第六十条、第八十八条から第一百四十四条まで、第一百八十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第一百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に同一の法律の施行後にしては、なお従前の例による。

（政令への委任）

百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成三十一年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

百四十二条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 平成三十年十月一日

イ 第六条の規定（同条中たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第一百三十条、第一百三十二条及び第一百三十五条（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十二項及び第十三項、第一百三十三条並びに第一百五十五条の改正規定に限る。）の規定

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

四十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定（たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）の施行前に課された、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関する経過措置）

四十七条 平成三十一年十月一日から令和元年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる加熱式たばこ（第六条の規定による改正後のたばこ税法（以下「新たたばこ税法」という。）第二条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、新たたばこ税法第八条第二項の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条及び附則第四十九条から第五十一条までにおいて同じ。）に係る新たたばこ税法第十条第一項の製造たばこの本数（以下この条、附則第四十九条及び第五十条において「たばこ税の課税標準」という。）は、新たたばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 第六条の規定による改正前のたばこ税法第十条第二項の規定により換算した同項に規定する第一種の製造たばこの本数（次項から第四項までにおいて「旧重量換算本数」という。）に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新たばこ税法第十条第三項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（次項から第四項までにおいて「小売定価等換算本数」という。）に〇・一を乗じて計算した製造たばこの本数

三 新たばこ税法第十条第三項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（次項から第四項までにおいて「新重量換算本数」という。）に〇・一を乗じて計算した製造たばこの本数

2 令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又

は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計本数によるものとする。

一 旧重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

三 小売定価等換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

4 令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数によるものとする。

一 旧重量換算本数に〇・六を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新重量換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

三 小売定価等換算本数に〇・八を乗じて計算した製造たばこの本数

5 前各号に定めるもののか、これらの規定に規定する製造たばこの本数の換算方法について必要な事項は、政令で定める。

（製造たばこに係るたばこ税の税率の特例）

四十八条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成三十一年十月一日から令和二年九月三十日まで 千本につき五千八百二十円

二 令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで 千本につき六千三百二十円

二 次の各号に掲げる期間内に、特定販売業者（新たたばこ税法第十二条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第五十一条第六項において同じ。）以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たたばこ税法第十二条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成三十一年十月一日から令和二年九月三十日まで 千本につき一万二千四百二十四円

二 令和二年十月一日から令和三年九月三十日まで 千本につき一万三千四百二十四円

（未納税移出等に係る経過措置）

四十九条 平成三十一年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ（所得税法等

の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三級品（附則第五十一条第一項及び第一百三十二条第二項において「紙巻たばこ三級品」という。）を除く。）で、新たたばこ税法第十二条第三項（新たたばこ税法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る新たたばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項

各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第一項の規定

により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第一号に定める製造たば

こに係るたばこ税の税率とする。

二 条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出

2 令和元年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たたばこ税法第十

二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出

されなかつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第二項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

3 令和二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たたばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び前条第一項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

4 令和三年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たたばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たたばこ税法第十一条第一項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率とする。

5 令和四年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たたばこ税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十一条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第五十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日以前

に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該

当することとなつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十二条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（免税の規定）

第五十一条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和四年十月一日前に保

税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該

当することとなつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十一条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（免税の規定）

第五十二条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日前

に輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十三年法律第三十七号）第十一条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第三項

（免税の規定）

第五十三条 同条第七項

同条第五項

同条第四項

（免税の規定）

第五十四条 同条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号））第四条において準用する場合を含む。）

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和元年十月一日前に保税地域から引き取られた加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当する場合を含む。）

することとなつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十七条第一項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の課税標準に該当することとなつた場合における加熱式たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第一条第二号又は第二項第二号に定める製造たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

4 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和三年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第四項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準及び新たたばこ税法第十一条第一項又は第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

5 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて令和四年十月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、新たたばこ税法第十一条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。

（手持品課税）

第五十五条 平成三十一年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く。以下この項において同じ。）を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たたばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあっては、附則第四十七条第一項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあっては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十一年十月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（新たたばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

1 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができます。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたもののみなす。

2 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

3 前項の規定は、第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する法律第四条において準用する場合を含む。）

項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら

保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税關の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第五十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、新たたばこ税法第八条第三項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ税法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合においては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

8 新たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 令和二年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（新たばこ税法第十条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数（加熱式たばこにあっては、附則第四十七条第三項の規定により計算したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数）とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこをその合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき五百円のたばこ税を課する。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。

11 一項」とあるのは「第九項」と読み替えるものとする。

12 第二項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合は、「令和三年十一月一日」と、第三項中「第一項」とあるのは「第十一項」と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十三条第三項」と、「附則第二十三条第三項」とあるのは「附則第二十六条第三項」と、第四項中「平成二十一年四月一日」とあるのは「令和四年三月三十日」と、第六項中「第一項の規定により」とあるのは「第十一項の規定により」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十一項」と読み替えるものとする。

13 第一項、第九項又は第十一項の規定により課するたばこ税に関する調査については、これらの規定に規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の五第一号ニに規定する者とそれぞれみなして、同条（同号ニに係る部分に限る。）並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を適用する。この場合において、同号ニ中「イ又はロに規定する者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しイ又はロに規定する者と取引があると認められる者」とあるのは、「イに規定する者の製造たばこを保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とある。

14 第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超えて当該たばこ税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

16 第二項（第十項又は第十二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十四項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

18 前項の規定により第十四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の規定の罪についての時効の期間による。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

定める。

附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

(政令への委任)
第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(施行期日) (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略
三 次に掲げる規定 令和六年十月一日

イ からハまで 略
ニ 第七条の規定並びに附則第十五条及び第六十五条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(防衛力強化に係る財源確保のための税制措置)

第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和四年十二月二十三日に閣議において決定された令和五年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつゝ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(施行期日) (令和六年六月一四日法律第五二号) 抄

第一条

この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。